



VOC排出抑制の 自主的取組に ご協力を

「千葉県揮発性有機化合物
の排出及び飛散の抑制のた
めの取組の促進に関する
条例」のあらまし

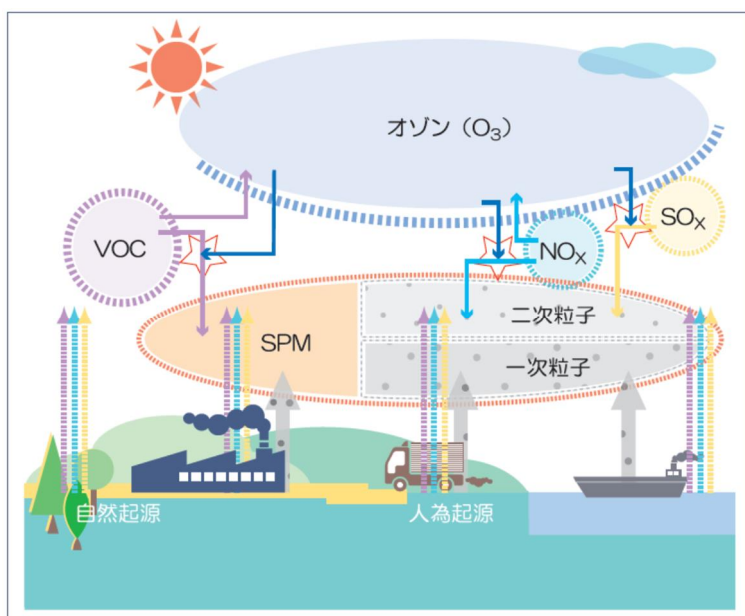
どうしてVOCの対策が必要な

● VOCとは

- 大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) をいいます。トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルアルコールなど主なもので約200種類あります。(P. 11, 12参照)
- 気体の状態で大気中に排出又は飛散する有機化合物で、塗料溶剤(シンナー)、接着剤、インキ、一部の洗浄剤、原料等に含まれています。
- 固定発生源からは、千葉県では大気中に年間9万トン(平成12年度)が排出されています。
- 光化学オキシダント*やSPM*の原因物質の一つです。

● VOCによる大気汚染はどのように起こるのか

大気中のVOCと窒素酸化物の混合系が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成します。また、VOCは、光化学反応の結果、低揮発性の有機化合物を生成し、それが凝縮等によりSPMを生成します。



出典 「揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制制度について」 (環境省)

光化学オキシダントとは

- ・ オゾン等の酸化性物質の総称
- ・ 光化学スモッグの原因
- ・ 高濃度になると、目や呼吸器などの粘膜を刺激して、健康被害が発生することがあります。

SPM (浮遊粒子状物質) とは

- ・ 大気中に浮遊する粒径 10 マイクロメートル以下の粒子
- ・ 高濃度で肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす危険があります。

● 千葉県の環境はどんな

光化学スモッグの注意報等がしばしば発令されており、SPMは改善されてきているものの環境基準が、完全には達成されていない状況であり、より一層のVOCの排出及び飛散の抑制が求められています。

VOC条例（通称）が施行されました

平成 20 年 4 月 1 日施行

● 条例を制定した目的は

この条例は、大気汚染防止法第 17 条の 2 に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」といいます。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としています。

● 内容（概要）

■ 知事は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、自主的取組の促進に関する指針（以下「指針」といいます。）を定めることとしています。
〔第 3 条〕（P. 6 の「指針」の概要をご覧ください。）

■ **県内（千葉市、船橋市、柏市を除く）の事業者は**、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び「指針」に留意して自主的取組を行う責務を有します。〔第 4 条〕

※ 上記 3 市の事業者については、それぞれの市にお問い合わせください。

■ **事業者のうち「揮発性有機化合物排出事業者」は**、「自主的取組計画書」を知事に提出する義務があります。〔第 7 条第 1 項〕

また、「揮発性有機化合物排出事業者」は、自主的取組対象施設を有しない事業場・工場についても、「自主的取組計画書」を提出することができます。〔第 7 条第 2 項〕

揮発性有機化合物排出事業者とは

その事業活動に伴って「自主的取組対象施設」（別表 1 P. 3）から揮発性有機化合物を大気中に排出する者をいいます。

■ **事業活動に伴って、揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（「揮発性有機化合物排出事業者」を除く。）は**、「自主的取組計画書」を提出することができます。〔第 7 条第 3 項〕

■ **「自主的取組計画書」を提出した者は**、翌年度に「実績報告書」を提出する義務があります。〔第 8 条〕

■ 提出された「自主的取組計画書」及び「自主的取組実績報告書」は公表します。
〔第 10 条〕

■ 知事は、県内事業者に対し、「指針」（P. 6）に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができます。〔第 11 条〕

また、揮発性有機化合物を排出する者に対して、報告を求め、立入検査することができます。〔第 12 条〕

■ **県民は**、県内事業者の事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めることとしています。〔第 6 条〕

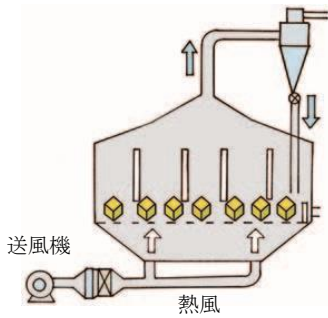
「揮発性有機化合物排出事業者」に該当するか確認してください

次の施設を有する事業者は、揮発性有機化合物排出事業者に該当します。

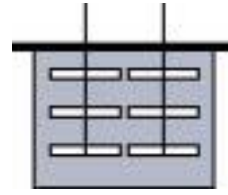
(別表1) 自主的取組対象施設

項	施設の種類	規模要件
1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設 	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
4	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量(危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。)が500キロリットル以上のもの
6	高揮発性有機化合物を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。)の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの

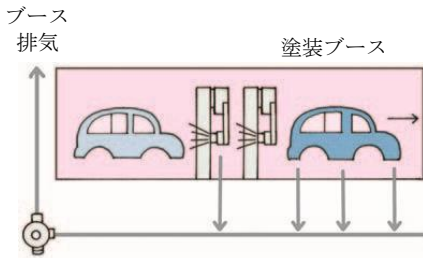
自主的取組対象施設の10施設類型



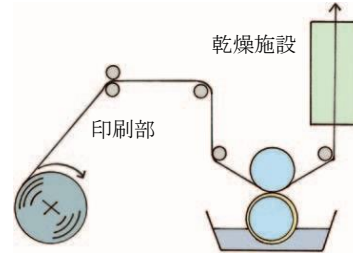
1 有機化学工業製品製造施設（例：樹脂乾燥器）



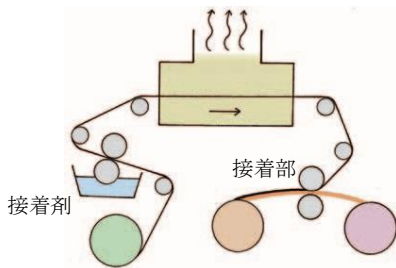
2 油脂加工製品, 石けん, 合成洗剤, 界面活性剤, 塗料の製造施設（例：混合かくはん機）



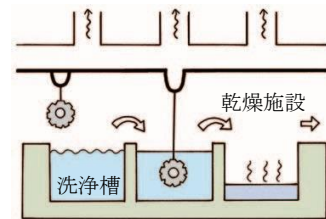
3-イ 塗装施設（例：塗装ブース）



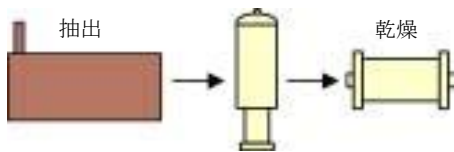
3-ロ 印刷施設（例：グラビア印刷）



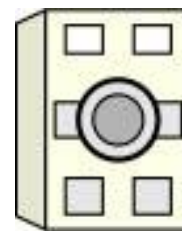
3-ハ 接着施設（例：ドライラミネーターの乾燥施設）



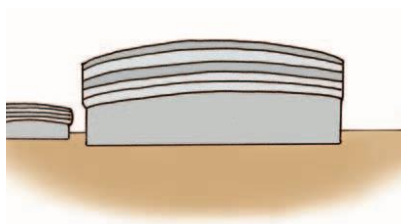
3-ニ 洗浄施設（例：洗浄槽）



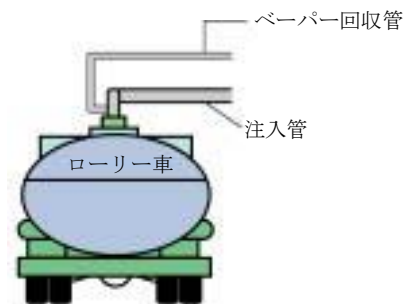
3-ホ 動植物油脂製造施設（例：植物油製造施設）



4 ドライクリーニング施設



5 VOC貯蔵施設（例：固定屋根式タンク）



6 出荷施設（例：ローディングアーム）

(注) 施設類型1、3-イ、3-ロ、3-ハ、3-ニ、5の図は「VOC 排出抑制の手引き」(経済産業省)より引用

自主的取組計画書と実績報告書を提出してください

●届出義務対象事業者

揮発性有機化合物排出事業者（P. 3の別表1 参照）

●届出書の種類

VOCの排出及び飛散の抑制に関する事項を記載した計画書（「自主的取組計画書」といいます。）と前年度の自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書（「実績報告書」といいます。）を提出してください。

※自主的取組対象施設からのVOC排出量だけでなく、それ以外の施設からの排出や飛散も含めた工場又は事業場ごとの総量を記載してください。

●提出時期

毎年4月1日において、揮発性有機化合物排出事業者である者

- 自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、当該年度（4月1日から翌年3月31日）における「自主的取組計画書」を作成し、7月末日までに知事に提出してください。
- 「実績報告書」を翌年7月末日までに提出してください。

4月2日から翌年4月1日の間に、新規に揮発性有機化合物排出事業者となる者

- 当該年度の自主的取組計画書の提出義務はなく、翌年度から自主的取組計画書の提出義務が生じます。
- 「実績報告書」を翌々年の7月末日までに提出してください。

各年4月1日において、揮発性有機化合物排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、当該年度における自主的取組計画書を作成し、各年の7月末日までに知事に提出します。

また、前年度に自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、「実績報告書」を作成し、各年の7月末日までに知事に提出します。

なお、当該年度（4月1日を除く。）に新規に揮発性有機化合物排出事業者となる者は、当該年度の自主的取組計画書の提出義務はなく、翌年度から自主的取組計画書の提出義務が生じます。

●提出方法

書面又は電子届出により提出してください。提出先は別表3（P. 13）をご覧ください。

自主的取組ってどうすればいいの

〔指針の概要〕

- 事業活動に伴い、VOCを大気中へ排出又は飛散する事業者（以下「VOC排出等事業者」といいます。）は、自主的取組を行ってください。
- 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標

大気汚染防止法の趣旨によると、「光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質による大気汚染を改善するため、その原因物質の一つであるVOCについて、平成22年度までに、工場等の固定発生源からのVOC排出総量を平成12年度比で3割程度抑制することが必要と見込んでいる。」としています。

そこで、千葉県全体として、平成12年度のVOC排出等の量を基準として平成22年度までに大気汚染防止法の濃度規制による削減の見込み量（1割程度）と自主的取組に基づき削減すべき量（2割程度）を含めた削減目標を3割と設定しています。

● 自主的取組の方法

1 VOCの排出及び飛散の実態（工場・事業場ごとの総量）を把握してください。

2 自主的取組計画を策定してください。

VOC排出等事業者は、計画的にVOCの排出削減を図るため、工場又は事業場ごとに、基準年度における大気中へのVOC排出等の量を基準として、目標年度のVOC年間排出等の量を指標とする削減目標値を設定するとともに、これを達成するため、次の事項に留意して「自主的取組計画」の策定に努めてください。

（1）基準年度

大気汚染防止法の目標（固定発生源からのVOCの排出等の量を平成12年度から平成22年度までに3割程度削減する。）から、原則として平成12年度としてください。

しかしながら、平成12年度の設定が不可能な場合は、平成13年度以降のうち最も古い年度に代えることができます。

（2）目標年度

「自主的取組計画」に係る目標年度は平成22年度としてください。

（3）VOC削減目標値

VOC排出等事業者は、工場又は事業場ごとに、基準年度における大気へのVOC年間排出等の量を基準として、目標年度の年間排出等の量を指標とするVOC削減目標値を設定してください。

ア VOC削減目標値の算定方法

目標年度におけるVOC年間排出等の量の目標値（①）、基準年度におけるVOC年間排出等の量（②）とすると、

削減率は $(② - ①) / ② \times 100\%$ により算出されます。

イ VOC削減目標値の設定の考え方

VOC排出等事業者は、削減目標値の設定に当たっては、「自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標」に留意し、原則として「3割」としてください。

なお、既に基準年度である平成12年度において削減対策を講じている工場又は事業場にあつては3割以下の目標値設定が現実的な場合もあります。一方、基準年度において削減対策を講じていない工場又は事業場にあつては、可能な限り高い削減目標を設定するよう努めてください。

また、経済産業省の指導により業界団体がVOC削減目標を表明しており、多くの業界団体が3割を上回る目標を設定しているため、自社の属する業界の削減目標値も参考としてください。

(4) VOC削減目標を達成するための具体的対策

VOC排出等事業者は、「3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容」について検討し、VOCの取扱い実態に即して、技術的かつ経済的に最も適切な排出及び飛散の抑制方法の導入に努めてください。

(5) VOC削減対策の継続

本県では、昭和61年度から炭化水素対策指導要綱により炭化水素発生施設に対する排出抑制指導を行ってきました。

条例の施行に伴い同要綱は廃止されましたが、VOC排出等事業者のうち別表2の施設の規模に該当する施設（旧炭化水素対策指導要綱対象施設）の設置者又は使用者は、別表2の主な排出防止対策の欄に掲げる対策を実施するよう努めてください。

3 VOCの排出及び飛散の防止対策の内容（参考例：P.10の別表2 参照）

- ア 原材料対策・・・溶剤の低VOC化・非VOC化
- イ 工程管理・・・ふた閉め等溶剤管理の徹底、効率の向上による塗料等使用量の削減作業、工程見直しによるふた開放時間等の短縮等
- ウ 施設の改善・・・施設の密閉化、冷却装置による蒸発量の減少、回収量の増加、塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減、製造設備の集約化等
- エ 処理装置・・・直接燃焼処理・触媒燃焼処理、吸着処理による回収・再利用等
- オ その他・・・不良率の減少による溶剤使用量の削減、余材の削減による塗布面積等の削減、包装材の小面積化等による塗布面積等の削減、製品の無塗装化等

4 自主的取組計画書・実績報告書を提出してください。

VOC排出等事業者のうち揮発性有機化合物排出事業者は、自主的取組対象施設を設置する工場又は事業場ごとに、「自主的取組計画書（条例施行規則様式第一号）」を作成し、知事に提出する義務があります。

また、同号の揮発性有機化合物排出事業者は、自主的取組対象施設を設置していない工場又は事業場についても、「自主的取組計画書（条例施行規則様式第一号）」を作成し、知事に提出することができます。

自主的取組対象施設を設置していないVOC排出等事業者であっても、「自主的取組計画書（条例規則様式第一号）」を作成し、知事に提出することができます。

なお、自主的取組計画書を提出したすべてのVOC排出等事業者は、「実績報告書（条例規則様式第三号）」を作成し、知事に提出する義務があります。

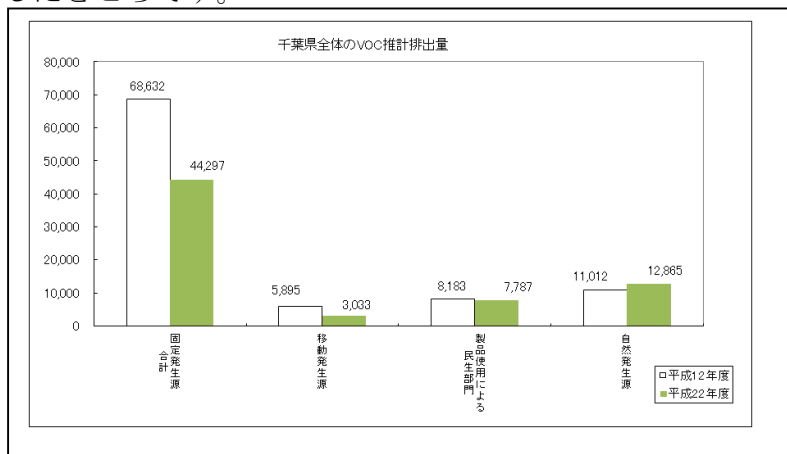
5 自主的取組計画の評価と自主的取組計画・実績の公表に努めてください。

VOC排出等事業者は、VOCの排出及び飛散の実態及び防止対策の実施状況を把握することにより、自主的取組計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを行うよう努めてください。

VOC排出等事業者は、自らの自主的取組計画及び実績について、インターネットや環境報告書により公表に努めてください。

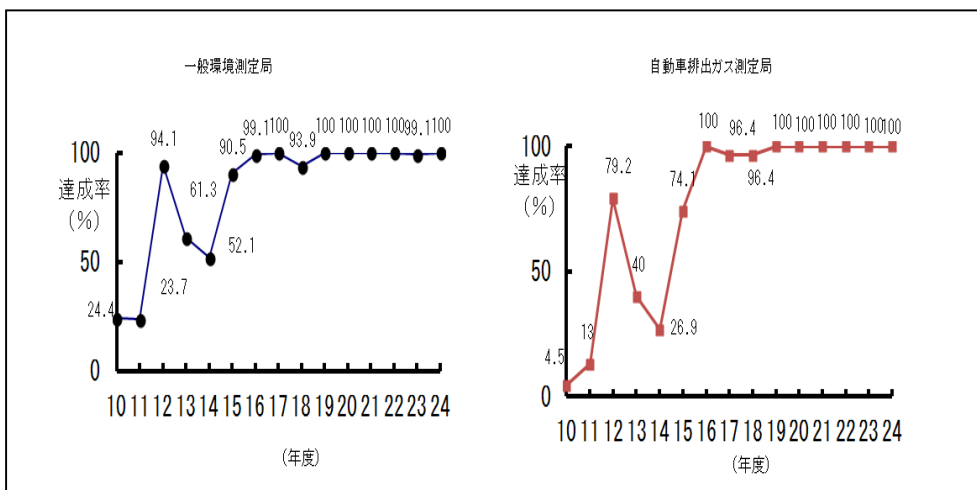
6 当面の間の指針の取扱いについて

指針では、工場等の固定発生源において、平成12年度の排出等の量を基準として、平成22年度までの削減目標を3割としています。関係者等の取組により、目標が達成されたことを確認したところです。

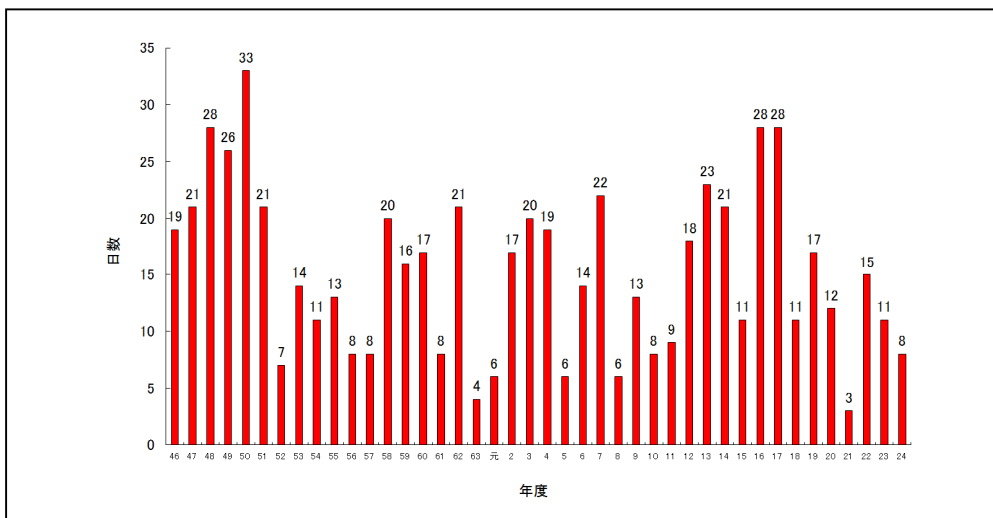


千葉県全体のVOC推計排出量

現在、県内の大気環境は改善傾向が見られるものの、依然として光化学スモッグが発生していることなどから、当面の間、現状の目標を継続することとし、指針について、以下のとおり取り扱うこととしましたので、引き続き、自主的な排出抑制の取組に、御協力くださいますようお願いいたします。



SPMの環境基準達成率の推移



光化学スモッグ注意報発令日数の推移

【当面の間の指針の取扱い】

本指針では、目標年度を平成22年度としていますが、VOC条例で定める揮発性有機化合物排出事業者は、目標年度以降についても、平成12年度のVOC排出等の量を基準に、3割の削減を目標として、「自主的取組計画」を策定します。

なお、規模未満の事業者についても、引き続き排出抑制の取組をお願いします。

【「自主的取組計画」策定に当たっての留意事項】

第1号様式のうち、「2 自主的取組計画の内容（1）揮発性有機化合物の排出等の量の目標」の記載方法は、次のとおりとします。

- (1) 基準年度の欄は、従来どおり、原則として平成12年度の数値を記載します。
- (2) 目標年度の欄は、これまでに提出した平成22年度の数値を記載します。
- (3) 計画年度の欄は、本書を提出する年度の排出量について、記載します。

(記載例：自主的取組計画書)

(その二)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

～略～

2 自主的取組計画の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量の目標

	基準年度				目標年度				計画年度			
	年度				平成22年度				年度			
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)												
		×10				×10				×10		
排出等の量 (kg/年度)												
削減率 (%)	/				/				/			

従来どおり、原則として、平成12年度の数値を記載する。

これまでに提出した平成22年度の数値を記載する。

本書を提出する年度の排出量について、記載する。

備考

以下「略」

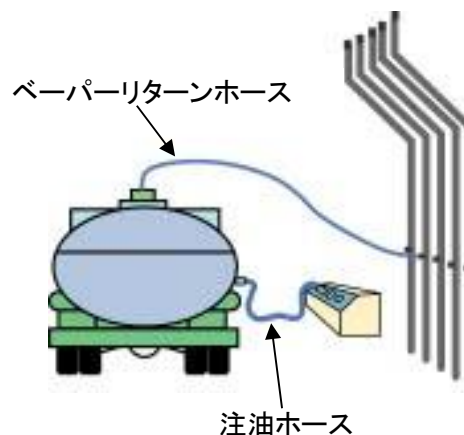
様式その一、その三、四は略

(別表2) 揮発性有機化合物排出防止対策

項	施設の種類の	主な排出防止対策
1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	処理装置の設置
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油製造施設	当該施設から排出される揮発性有機化合物の合計を使用量の50パーセント以下に削減するための処理装置の設置、原材料対策又は工程管理対策等の実施
4	ドライクリーニング施設	
5	ガソリン、原油、ナフサその他の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限り、密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	密閉式又は浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)への改造並びに処理装置の設置
6	高揮発性有機化合物を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設	移動タンク貯蔵所又はタンク貨車からの高揮発性有機化合物の蒸気を処理するための蒸気返還装置及び処理装置の設置
7	給油取扱所(地盤面下に設置した専用タンクにおいて高揮発性有機化合物を貯蔵する営業用の給油を取り扱う施設)	地下タンク内の高揮発性有機化合物の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンク内に返還する蒸気返還装置(回収ホースを含む。)の設置
8	移動タンク貯蔵所(前欄の給油取扱所に高揮発性有機化合物を運搬する移動式の貯蔵タンク)	給油取扱所の地下タンク内の高揮発性有機化合物の蒸気を有効に移動タンク貯蔵所のタンクに回収する蒸気返還装置の設置

- 備考 1 第1項から第6項までの施設の規模要件は、別表1(p.3)の規模要件です。
 2 処理装置とは、吸着、吸収、凝縮、直接燃焼、接触酸化及び蓄熱燃焼の各方式もしくはこれらの併用方式で処理する装置又はこれらと同等以上の排出防止効果を有する装置です。
 3 処理装置(給油取扱所及び移動タンク貯蔵所に設置した蒸気返還装置は除く。)の除去率は、摂氏20度において概ね85パーセント以上です。

※蒸気返還装置(ベーパーリターン装置)とは
 タンクローリーから地下タンクへガソリン等を受け入れる際のVOC排出防止対策として設置されるもので、地下タンクから押し出されるガソリン蒸気等をベーパーリターンホースによりタンクローリーに回収する装置です。



【参考資料】

■ 環境省が示す主なVOC100種

順位	物質名	PRTR 政令番号	CAS番号	別名	順位	物質名	PRTR 政令番号	CAS番号	別名
1	トルエン	227	108-88-3		51	イソホロン	—	78-59-1	
2	キシレン	63	1330-20-7		52	シクロヘキサノン	—	108-94-1	
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	224	108-67-8		53	エタノール	—	64-17-5	
4	酢酸エチル	—	141-78-6		54	メチルシクロペンタン	—	96-37-7	
5	デカン	—	124-18-5		55	酢酸ビニル	102	108-05-4	
6	メチルアルコール	—	67-56-1	メタノール	56	3-メチルヘキサン	—	589-34-4	
7	ジクロロメタン	145	75-9-2	塩化メチレン	57	2,3-ジメチルブタン	—	79-29-8	
8	メチルエチルケトン	—	78-93-3	MEK	58	2,2-ジメチルブタン	—	75-83-2	
9	n-ブタン	—	106-97-8		59	メチルシクロヘキサン	—	108-87-2	
10	イソブタン	—	75-28-5		60	イソプロピルセロソルブ	—	109-59-1	
11	トリクロロエチレン	211	79-1-6		61	1,2-ジクロロエタン	116	107-06-2	2-イソプロピルオキシエタノール
12	イソプロピルアルコール	—	67-30-0		62	塩化ビニルモノマー	77	75-1-4	クロロエチレン
13	酢酸ブチル	—	123-86-4		63	テトラフルオロエチレン	203	116-14-3	
14	アセトン	—	67-64-1		64	エチルベンゼン	40	100-41-4	
15	メチルイソブチルケトン	—	108-10-1	MIBK	65	クメン	—	98-82-8	
16	ブチルセロソルブ	—	7580-85-0		66	クロロエタン	74	75-00-3	
17	n-ヘキサン	—	110-54-3		67	トリクロロエタン	209	71-55-6	
18	n-ブタノール	—	78-92-2		68	アクリロニトリル	7	107-13-1	
19	n-ペンタン	—	109-66-0		69	テトラヒドロフラン	—	109-99-9	
20	cis-2-ブテン	—	107-01-7		70	エチレンジグリコールモノメチルエーテル	45	109-86-4	
21	イソブタノール	—	78-83-1		71	n-プロピルプロマイド	—	106-94-5	
22	プロピレンジグリコールモノメチルエーテル	—	107-98-2		72	メタクリル酸メチル	320	80-62-6	
23	テトラクロロエチレン	200	127-18-4		73	1,3-ブタジエン	268	106-99-0	
24	シクロヘキサン	—	110-82-7		74	1,1-ジクロロエチレン	117	75-35-4	塩化ビニリデン
25	酢酸プロピル	—	109-60-4		75	2,4-ジメチルペンタン	—	108-08-7	
26	trans-2-ブテン	—	624-64-6		76	酸化プロピレン	56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン
27	エチルセロソルブ	45	110-80-5	2-エトキシエタノール	77	クロロホルム	95	67-66-3	
28	ウンデカン	—	1120-21-4		78	臭化メチル	288	74-83-9	
29	ノナン	—	111-84-2		79	ジペンテン	—	7705-14-8	
30	プロピレンジグリコールモノメチルエーテルアセテート	—	108-65-6		80	1-ヘプテン	—	592-76-7	
31	2-メチルペンタン	—	107-83-5		81	1,4-ジオキサン	113	123-91-1	
32	エチレンジグリコール	43	107-21-1		82	アセトニトリル	12	75-5-8	
33	2-メチル-2-ブテン	—	513-35-9		83	塩化アリル	91	107-05-1	三クロロプロペン
34	エチルシクロヘキサン	—	1678-91-7		84	アクリル酸	3	79-10-7	
35	テトラリン	—	119-64-2		85	イソプレン	28	78-79-5	
36	メチルアミルケトン	—	110-43-0	2-ヘプタン	86	アセトアルデヒド	11	75-07-0	
37	メチルn-ブチルケトン	—	591-78-6		87	1,2-ジクロロプロパン	135	78-87-5	
38	クロロメタン	96	74-87-3	塩化メチル	88	メチルセロソルブアセテート	103	110-49-6	
39	ベンジルアルコール	—	100-51-6		89	エチレンオキシド	42	75-21-8	
40	シクロペンタン	—	120-92-3		90	o-ジクロロベンゼン	139	95-50-1	
41	2-メチル-1-ブテン	—	563-46-2		91	クロロベンゼン	93	108-90-7	
42	n-ヘプタン	—	142-82-5		92	ギ酸メチル	—	107-31-3	
43	ピシクロヘキシル	—	92-51-3	1,1'-ピシクロヘキサン	93	トリエチルアミン	—	121-44-8	
44	N,N-ジメチルホルムアミド	172	68-12-2		94	3-メチルヘプタン	—	589-81-1	
45	trans-2-ペンテン	—	646-04-8		95	フェノール	266	108-95-2	
46	cis-2-ペンテン	—	627-20-3		96	ナフタレン	—	90-30-2	
47	スチレン	177	100-42-5		97	アクリル酸メチル	6	96-33-3	
48	N-メチル-2-ピロリドン	—	872-50-4		98	シクロヘキシルアミン	114	108-91-8	
49	エチルセロソルブアセテート	101	111-15-9		99	ホルムアルデヒド	310	50-00-0	
50	ベンゼン	299	71-43-2		100	エピクロロヒドリン	54	106-89-8	

注1：本表は平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列しました。

注2：物質名には通称を含みます。

注3：PRTR政令番号が付してあるものがPRTR届出対象物質です。

■ VOCから除かれている物質（光化学反応性が低い）

- (1) メタン
- (2) クロロジフルオロメタン (HCFC-22)
- (3) 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)
- (4) 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC141b)
- (5) 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)
- (6) 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca)
- (7) 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb)
- (8) 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)

■ VOC関係のホームページ情報

名 称	ホームページ
千葉県	http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/voc/index.html 「VOC(揮発性有機化合物)対策」
環境省	http://www.env.go.jp/air/osen/voc/voc.html 「揮発性有機化合物(VOC)対策」
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/voc/index.html 「VOC対策 揮発性有機化合物排出削減に向けた取組」
東京都	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/voc/index.html 「揮発性有機化合物(VOC)対策」
(一社)産業環境管理協会	http://www.jemai.or.jp/tech/index.html 「VOC自主的取組支援ボード」
(一社)日本塗料工業会	http://www.toryo.or.jp/
日本産業洗浄協議会	http://www.jicc.org/contents/voc01.html 「VOC問題」
印刷インキ工業連合会	http://www.ink-jpima.org/
(一社)日本接着剤工業会	http://www.jaia.gr.jp/
(一社)日本印刷産業連合会	http://www.jfpi.or.jp/environment/hourei/index.html

●大気汚染防止法では国民の努力が定められています。

何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たって揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。(第17条の14)

VOC条例に関する管轄区域と提出先

管轄区域の大气保全課又は地域振興事務所に、持参又は郵送により提出してください。

なお、電子による届出は県庁ホームページの「ちば電子申請サービス」からお願いします。

☆ 県庁ホームページ → <https://www.pref.chiba.lg.jp/>
(別表3)

提出先	所在地	電話番号 ファクシミリ番号	管轄区域
県庁環境生活部 大气保全課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043(223)3802 043(224)0949	市原市
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-0005 船橋市本町1-3-1 フェイス7階	047(424)8092 047(421)1590	習志野市 八千代市 浦安市 市川市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本7	047(361)4048 047(361)4098	松戸市 野田市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市鑄木仲田町8-1	043(483)1447 043(486)7570	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 栄町
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502 香取市佐原イ92-11	0478(54)7505 0478(52)5529	香取市 神崎町 多古町 東庄町
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504 旭市ニ1997-1	0479(64)2825 0479(63)9898	銚子市 旭市 匝瑳市
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006 東金市東新宿1-11	0475(55)3862 0475(55)8312	東金市 山武市 大網白里市 九十九里町 芝山町 横芝光町
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	0475(26)6731 0475(26)6733	茂原市 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470(82)2451 0470(82)4164	勝浦市 いすみ市 大多喜町 御宿町
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条402-1	0470(22)8711 0470(22)0074	館山市 鴨川市 南房総市 鋸南町
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34	0438(23)2285 0438(23)2287	木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

※千葉市、船橋市、柏市については、各市役所にお問い合わせください。

令和5年10月